

別紙 1

六ヶ所村公私連携保育所型認定こども園
運営に係る諸条件

令和 8 年 5 月
六ヶ所村こども支援課

公私連携保育所型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の設置運営条件は次のとおりとする。

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。）第 56 条の 8 及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 34 条第 1 項の規定により村から指定を受けた公私連携保育法人等（以下「法人」という。）は、関係法令を遵守し、適正な運営を図るとともに、村の他、関係機関の指示・指導内容に加え、次の条件を遵守しなければならない。

1. 法人が実施する業務

- (1) 認定こども園の管理・運営
- (2) 認定こども園法第 3 第 2 項に規定する保育業務
- (3) 認定こども園法第 3 第 3 項に規定する子育て支援事業
- (4) 延長保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号通知）に規定する延長保育事業
- (5) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業（開所時間中の一般型）
- (6) その他、村又は法人が提案し、協議のうえ村が認めた事業

2. 管理・運営等の基本条件

- (1) 認定こども園の運営を行う事業者は、法人又は会社とし、児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項及び認定こども園法第 34 条第 2 項の規定により、村と協定を締結し公私連携保育法人等の指定を受けること。
- (2) 当初の協定期間は、協定の締結日から令和 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、法人の運営が良好な場合、引き続き更新することは可能とする。

(3) 協定締結後、児童福祉法第 56 条の 8 第 3 項及び認定こども園法第 34 条第 3 項の規定により村を経由し青森県知事に届出を行うこと。

(4) 法令等の遵守

法人は、児童福祉法及び認定こども園法等の関連法令（以下、「法令等」という。）、青森県就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成 23 年青森県条例第 49 号）、六ヶ所村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 27 年六ヶ所村条例第 6 号）、保育所型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）、青森県こども計画（2025 年 3 月策定）、第 3 期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画（令和 7 年 3 月策定）及び村と締結する協定を遵守し、青森県及び村の指導に従うこと。

(5) 運営主体

法人自らが運営すること。

(6) 施設の名称

施設の名称については、「公私連携」である旨を明示するとともに、公益性と中立性を考慮し、村と協議し決定すること。

(7) 円滑な移行準備

法人は、支障なく開園するため、村と十分な協議を行い、必要な人材の確保と運営資金等の必要な準備を整えなければならない。

(8) 三者協議会

協定締結後、認定こども園の運営について協議するため、保護者代表、法人、村の三者で構成する三者協議会を設置すること。

3. 施設の概要

(1) 施設種別 公私連携保育所型認定こども園

児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項に規定する保育所型認定こども園の運営方法の一つであり、公が整備する施設における民設民営でありつつも、村と法人が協定を締結し、村の関与を明確にすることで、認定こども園において提供すべ

き保育・教育・子育て支援事業の内容について確実に担保するもの。

施設の概要

1	所在地	六ヶ所村大字倉内字笹崎 289 番地 3
2	敷地面積	1,277 m ²
3	地目	宅地
4	用途区域	商業地域
5	園舎	R C 造 2 階建て (平成 29 年 3 月竣工)
6	延面積	1,170 m ²
7	附属建物	休憩所 (木造 24.84 m ²)
8	入園可能年齢	3 か月～5 歳
9	開園日	月曜日～土曜日
10	保育標準時間	7 : 15～18 : 30 (11 時間)

(2) 開園予定

令和 9 年 4 月 1 日

(3) 教育・保育時間

開園時間は、原則、午前 7 時 15 分から午後 6 時 30 分までとすること。

1 号認定子どもの標準時間は、午前 9 時から午後 2 時まで、2・3 号認定子どもの標準時間は、午前 7 時 15 分から午後 6 時 30 分までを基本とし、保護者の希望に応じて次のとおり預かり保育を実施するものとする。

区 分	1 号認定子ども	2・3 号認定子ども
教育・保育 標準時間	午前 9 時から午後 2 時	午前 7 時 15 分から 午後 6 時 30 分
預かり保育 時間	午前 7 時 15 分から 9 時 午後 2 時から午後 6 時 30 分	—

(4) 開園日

開園日は、原則として、月曜日から土曜日とし、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く日とすること。ただし、休日や年末年始に教育・保育を実施する必要がある場合は、この限りではない。

(5) 定員

次の定員を上限として、法人が提案し、村と協議のうえ設定すること。設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。

利用定員及び入所状況（令和8年4月1日）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
利用定員	5 人	10 人	10 人	11 人	10 人	10 人	56 人
入所状況	1 人	8 人	11 人	10 人	14 人	7 人	51 人

4. 職員配置

- (1) 職員配置については、青森県認定こども園の認定の基準を定める条例に規定する職員数以上の職員を配置すること。
- (2) 特別保育事業を実施する場合は、別に国、県又は村が定める基準等に基づき職員を配置すること。
- (3) 施設長は、経営及び保育の知識を有する者で、他の施設と兼務しない常勤の者（以下「常勤職員」という。）とし、教育・保育に係る実務経験が概ね5年以上であり、過去3年以上管理監督職員として経験のあるものとする。
- (4) 主任保育士は、現に保育士証を有する者で、保育の実務経験を10年以上有する常勤職員とすること。
- (5) 一般保育士は、現に保育士証を有する者で、保育の実務経験を3年以上有する常勤職員を全体の保育士の2分の1以上配置すること。また、必要に応じて非常勤の保育士を配置すること。
- (6) 幼稚園教諭は、現に幼稚園教諭普通免許を有する者を配置すること。
- (7) 准看護師、看護師、保健師（以下「看護師等」という。）のいずれかの資格を有する職員を配置するなど、必要に応じて看護師等の配置を検討すること。ただし、看護師等は1人を保育士の配置に含むことが出来る。
- (8) 障害児保育については、障害の程度が重い障害児のほか特別な配慮や支援を必要とする児童（軽度発達障害を持つ児童など）に対しても、必要に応じて

保育士等を配置すること。

- (9) 通常保育時間外であっても、常勤保育士を含む複数の保育士を配置すること。
- (10) 調理師及び調理員は、国の関係通知等に基づき適正な人員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
- (11) 児童の健康診断のため、内科医及び歯科医の嘱託医を置くこと。
- (12) 自主研修の開催及び職員の各種研修の参加を積極的に実施し、資質の向上に努めること。
- (13) その他の人員（用務員や警備員等）を必要に応じて配置し、その他施設型給付として加算額の対象となる人員の配置については、村と事前に協議すること。

5 地域子育て支援拠点事業

次に掲げる事項に留意し、実施すること。

- (1) 事業開始予定 令和9年4月1日
- (2) 開設時間等 週5日以上、かつ1日5時間以上開設
- (3) 子育て支援事業に供する専用スペースを設けること。
- (4) 育児相談等を通じて、子育てに係る不安解消に向けた支援を積極的に行うこと。
- (5) 地域における多様な人材その他の社会資源を活用し、専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）
- (6) 上記に記載のない事項については、村と法人で協議し決定すること。

6. 保育所型認定こども園の土地及び建物の使用条件

- (1) 土地

土地は村が所有し、協定期間中、法人に無償で貸与するものとする。

(2) 建物

- ① 建物は村が所有し、協定期間中、法人に無償で貸与するものとする。
- ② 貸与された建物等は、認定こども園の運営及び子育て支援に資する事業以外の目的で使用することはできない。
- ③ 建物の設備の修繕については、法人が行うものとする。ただし、大規模な修繕の費用については、村と法人との協議のうえ、村において決定する。

(3) 備品

現在千歳平こども園で使用している備品については、無償で貸与し、村と法人が協議のうえ、合意したものについては、無償譲渡する。その他必要な備品及び消耗品等は、法人が用意すること。

7. 保育・教育等の運営に関すること

(1) 保育・教育に関する全体的な計画について

- ① 六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月制定）に基づき、村のこども園で実施してきた保育・教育内容を承継することを基本とし、保育・教育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ② 保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、千歳平こども園が実践してきた地域とのかかわりを継承し、地域の理解を得て、更に発展させられるよう努めること。

(2) 支援の必要な園児の受入れについて

- ① 共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子ども達の多様性を尊重するインクルーシブ社会の構築のため、障がい児、医療的ケア児、その他特別な支援を要する園児を受け入れること。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり関係機関と連携を図り、集団の中で生活することを通じて、全体的な発達を促していくことを基本とした保育・教育を実施すること。
- ② 特別な支援を要する園児を受け入れる際には、保護者及び村と協議のうえ、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、それに則した保育・教育を実施す

ること。

- ③ 特別な支援を要する園児数や障がいの程度に応じて、保育教諭を加配すること。

(3) 入園の決定方法について

- ① 認定こども園に入園する子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第 19 条第 1 項第 1 号に該当するものは、法人が入園を決定する。ただし、村内に居住する 1 号認定の入園希望者については、原則全員入園させること。
- ② 認定こども園に入園する子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当するものは、村で利用調整を行う。

(4) 行事について

政治上の主義の推進を目的とする活動や、特定の宗教の教義を広め、信者を強化育成することを目的とする活動等を行わないこと。ただし、クリスマス会やひな祭り等の一般的行事は差し支えない。

(5) 関係機関との連携等

- ① 在園児が卒園後も健やかに成長できる生活や学びの基盤づくりの一環として、六ヶ所村立千歳平小学校との連携・交流に努めること。
- ② 特別な支援を要する園児・保護者への対応については、特別支援教育コーディネーターが中心となり、村やその他関係機関との連携を図りながら支援を行うこと。

(6) 通園バス

子どもの利用ニーズに応じて、通園バス又はこれに代わる車両を運行すること。また、運行時刻、運行ルート及び乗降場所の設定の際には、利用者の利便性に十分配慮するとともに、緊急時等における一時的な利用など弾力的な運用に努めること。

千歳平こども園スクールバス利用者（令和 8 年 4 月 1 日現在）

コース数	乗車人数
1 コース	19 名

(7) その他事項

- ① 園の運営に当たっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な取扱いをしないこと。ただし、施設の設備等やむを得ない理由により、園児の入所が困難と思われる場合については、村と十分に協議のうえで判断するものとする。
- ② 安定的・継続的な運営を図るため、常に教育・保育内容の向上に努めること。
- ③ 施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つこと。また、地域等と連携し、行事等の相互協力に努めること。
- ④ 村が行う幼児教育・保育行政・特別支援教育等に関する研修や行事等へ参加すること。
- ⑤ 保護者をはじめ地域に開かれた園を目指し、地域貢献及び地域交流の取り組みを行うものとし、利用者を選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- ⑥ 当該施設が、村の教育・保育事業の一翼を担う認定こども園であることを十分認識し、村が行う教育・保育行政に積極的に協力すること。

8. 給食

- (1) 原則毎日給食（週6日）を実施し、園児に必要な栄養量を含む給食を提供すること。
- (2) 食物アレルギー対応については、厚生労働省で作成する保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに準拠した取扱いを行うこと。
- (3) 離乳食、食物アレルギー対応食等、個々に配慮した食の提供を行うこと。
- (4) 給食の調理は、自園調理方式とし、全園児並びに職員に給食を提供すること。（1号認定子どもも対象とすること。）
- (5) 献立の提示や展示食を実施するとともに、必要に応じて園児や保護者に対する栄養指導を実施すること。
- (6) 地産地消に積極的に取り組むとともに、安全な食材を確保していることを周知するため、食材に関する情報提供を適宜行うこと。
- (7) 園児の年齢や成長に応じた食育計画を策定し、食育の推進を図ること。

9 健康診断

- (1) 園児に対し、児童福祉法第 12 条並びに学校保健安全法第 13 条に基づき、健康診断を実施すること。また、健康診断内容については、学校保健安全法施行規則に従うこと。
- (2) 職員の健康診断は少なくとも年 1 回実施し、給食調理に携わる者は、毎月細菌検査を行うこと。

10 職員研修

- (1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (2) 施設長は、保育教諭等を対象とする研修や職員のキャリアアップに繋がる研修等に参加できる体制づくりに努めること。
- (3) 県や村主催の研修会に出席するよう努めることとし、その他、必要に応じて会議等に出席すること。

11 運営経費等

- (1) 施設型給付費
 - ① 施設型給付費
子ども・子育て支援法第 11 条に基づき算出した額を法人に支出する。
 - ② 加算額
人員の配置及び実施状況等に応じて加算する。
- (2) 運営事業費補助金
一時預かり事業や延長保育事業等の特別保育事業の実施に対しては、村で定める要綱に規定する額を交付する。

12 保護者負担

村では、平成 31 年度から保育料を無料とし副食費についても補助しており、民営化に移行後は、現在無料としている内容から同程度となるよう、移行時の状況も鑑み、村と法人で協議し、村が決定する。

また、新たに保育サービスの対価として保護者負担を求める場合は、三者協議会で協議すること。

13 移行準備

園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを行うとともに、こども園の現行の年間行事を含めた教育・保育内容の継続のために、次のことを実施する。

(1) 引継ぎ保育

法人が千歳平こども園での教育、行事等を把握し、事業開始後も教育、事業等が継続して実施できるよう、施設の移管までの間、村と協力の上、施設運営に係る引継ぎや、在園児への合同保育を実施すること。

なお、引継ぎ及び合同保育の実施方法については、別途、村と協議すること。

(2) 三者協議会

円滑な引継ぎ及び、新しい園に係る問題点等を改善するため、保護者、法人、村の三者協議会を開催し、保護者の声を真摯に受け止め対応し、円滑な運営に努めること。

また、移管後についても定期的に三者協議会を開催し、より良い教育・保育を実施するため、協議の場を設けるとともに、新たに取組むことや変更が生じるときは必ず協議し、問題が生じた場合は、村の指導に従い改善すること。

なお、三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとする。

(3) 保護者説明会の実施

協定締結後、速やかに法人自らが千歳平こども園の保護者に対して説明会等を実施し法人の理念や運営内容等について十分な説明をするとともに、移行後においても必要であれば、適宜、誠意をもって説明会等を実施すること。

(4) 設置認可申請の手続き

移管予定日までに、認定こども園の設置に、法人において、必要な申請手続き、届け出等を遅滞なく行い、青森県知事による設置の認可を受けること。

なお、これらに要する経費は法人が負担すること。

14 苦情対応、評価

- (1) 保護者又は地域その他関係者からの教育・保育内容及び子育て支援等に関する苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付窓口の設置、その他必要な措置を講ずること。また、その結果について速やかに村へ報告すること。
- (2) 保護者や地域その他関係者との理解を深め、連携及び協力体制の推進を図るため、保護者アンケート等を含めた運営状況等に関する自己評価を実施し、結果を公表すること。また、認定こども園法施行規則第 25 条に規定する第三者評価の導入に努めること。
- (3) 個人情報取扱い指針を定める等、個人情報の保護・管理体制を整備すること。

15 安全管理・危機管理体制の整備

- (1) 園児の事故防止のため、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第 27 条において準用する学校保健安全法第 27 条の学校安全計画の策定を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、安全指導を行うこと。
- (2) 認定こども園法第 27 条において準用する法第 29 条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等不測の事態に備え必要な対応を図ること。なお、園児の精神保健面における対応に留意すること。
- (3) 法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

16 報告等

- (1) 教育・保育計画の提出

法人は次年度の教育・保育に関する計画書を作成し、当該年度2月末までに村へ報告すること。

(2) 実績報告の提出

法人の会計年度終了後、速やかに業務報告、実績報告及び管理・運営に要した経費等の収支決算書を村へ報告すること。

(3) 調査報告書の提出

保護者等、利用者を対象としたアンケート調査を定期的を実施し、集計した結果を村へ報告すること。

(4) 調査及び指導

協定に基づき、認定こども園の管理・運営の適正を期するため、村は、法人に対してその管理・運営及び経理の状況について定期または必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導又は助言を行うものとする。法人はその指導又は助言に従い必要な改善をすること。

(5) 事故及び感染症の報告

教育・保育期間中に事故が発生した場合や感染症が発生した場合は、速やかに村へ報告するほか、状況及び内容によっては関係する機関にも報告すること。

(6) 帳簿等の保管

法人は、文書管理規定等に基づき、管理及び運営業務に関する書類、帳簿及び台帳を備え、当該年度経過後5年間は、これを保管すること。

17 その他

(1) 法人は、村の産業振興を図る観点から、村内業者の積極的な活用に努めること。

(2) 法人は、認定こども園の管理・運営業務を行うにあたり、法人の負担において必要な保険に加入すること。

(3) 損害等

① 認定こども園の管理・運営業務を行うに当たり、法人に生じた損害は、村

の責めに帰する理由による場合を除き、法人の負担とする。

② 認定こども園の管理・運營業務を行うに当たり、法人が第三者に及ぼした損害は、村の責めに帰する理由による場合を除き、法人の負担においてその賠償を行うものとする。

(4) 村は、法人が募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、法人としての指定を取り消すことができる。

(5) 法人は、認定こども園の運営について、やむを得ない事情により事業を廃止しようとするときは、1年前までに申出て村と協議すること。

(6) 協定期間において、法人の指定の取消し処分を受けたとき又は法人側の理由により認定こども園を廃止するときは、村が認める場合を除き、土地を自らの費用にて原状回復すること。ただし、村が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができることとする。

(7) この条件に定めのない事項については、村と法人が協議し定めること。